

鹿屋市令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃止する要綱

鹿屋市令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年鹿屋市告示第229号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。